

○総務省訓令第２２号

令和６年度総務省政策評価実施計画を次のように定める。

令和６年３月２８日

総務大臣 松本 剛明

令和６年度総務省政策評価実施計画

第１ 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成１３年法律第８６号。以下「法」という。）第７条の規定に基づき、及び総務省政策評価基本計画（令和５年総務省訓令第１６号。以下「基本計画」という。）を実施するため、総務省が令和６年度において行う事後評価の対象とする政策及び評価の方法等を定めるものとする。

第２ 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの１年間とする。

第３ 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に定めるとおりとする。

１ 事後評価の対象とする政策及び評価の方法

（１）基本計画第６章第２節第２項（１）に規定する主要な政策のうち、以下の政策を対象とし、実績評価方式、総合評価方式その他政策の特性に応じた評価方式により試行的に評価を実施する。

- ・ 地方財源の確保と地方財政の健全化
- ・ 分権型社会を担う地方税制度の構築
- ・ 情報通信技術利用環境の整備
- ・ 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
- ・ 公的統計の体系的な整備・提供
- ・ 消防防災体制の充実強化

また、行政目的とそれに対応する事業等の関係性を確認するために、主要な政策において政策体系の明示に試行的に取り組む。

（２）基本計画第６章第２節第２項（２）①に規定する法第９条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発、公共事業及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成１３年政令第３２３号）第３条第６号に規定する政策に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの（前項に該当するものを除く。）について、事業評価方式により評価を実施する。

（３）基本計画第６章第２節第２項（２）②に規定する国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・

繰延べを行うものに限る。)のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの(基本計画第5章第2節第2項(1)①に係る事前評価を実施したものを除く。)について、事業評価方式により評価を実施する。

- (4) 省令、告示及び通達の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策(大臣官房政策評価広報課長が別に定めるものに限る。)であって、基本計画第5章第2節第2項(1)②の規定に基づき事前評価を実施したもののについて、事業評価方式により評価を実施する。

2 評価の手續等

- ① 政策の所管部局等は、この計画に基づき、大臣官房政策評価広報課長が政策の特性に応じて別に定める方法により評価書の案(以下「評価書案」という。)を作成し、大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。政策の所管部局等は、評価書案を作成するに当たり、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。
- ② 大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された評価書案について、学識経験者等の意見を踏まえつつ、基本計画第10章第1節第2項(1)③の規定に基づく審査を行い、大臣、副大臣及び大臣政務官の了承を得て、評価書を決定し、公表するものとする。
- ③ 大臣官房政策評価広報課は、政策の特性に応じた機動的かつ柔軟な政策評価を早期に定着させるため、政策の特性に見合った政策評価の方法等について、政策の所管部局等の協力を得ながら検討を行うものとする。また、政策の所管部局等が政策評価の試行的な取組を実施する場合は、支援及び助言を行うものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。